

やまぐちの農林水産物等輸出コミュニティ設置要領

(目的等)

第1 やまぐちの農林水産物等輸出推進会議（以下、「推進会議」という。）内に、県内の農林水産業の生産者及びその団体、加工業者、商社、流通関係事業者、金融機関、輸出支援機関、官公庁等のうち、輸出に関わる者を会員とするネットワーク組織を設置し、会員間の交流や情報交換等により、山口県産農林水産物及びその加工品（以下、「県産農林水産物等」という。）の輸出拡大に向けた研究や連携した取組の促進を図るものとする。

(名称)

第2 本会は、やまぐちの農林水産物等輸出コミュニティ（以下「コミュニティ」という。）と称する。

(活動内容)

第3 コミュニティでは、以下の活動を行う。

- (1) 会員間の情報交換や輸出情報を提供する交流サイト（インターネット上のWEBサイト）の運営
- (2) 他県の先進事例や専門家を招聘した勉強会やセミナーの開催
- (3) 商談会や国際展示会等の参加者の募集
- (4) 県産農林水産物等の輸出に係る連携事業体の募集
- (5) その他、本県の輸出拡大に資する取組みに関すること

(会員)

第4 コミュニティの会員（以下「会員」という。）は以下の要件を満たす者とする。

- (1) 県産農林水産物等の輸出に実績を有する者又は輸出に関する検討をしている者
- (2) 事務局が行う輸出実績（対象国、輸出品目、取引量・金額等で企業秘密に関するものを除く。）に関する調査に協力すること。
- (3) 登録にあたって、原則として、以下の情報を交流サイト（インターネット上のWEBサイト）に掲載することを了承すること。

ア 会員の名称（会社名または団体名、会員が個人の場合は氏名）

イ 本社及び主たる事業所の所在地

ウ 業種名

エ 自社WEBサイトURL

- (4) 会員間において、(3)の会員情報のほか、担当部署（連絡先：電話番号、FAX番号、メールアドレス及び担当者名）、製造（生産を含む。）又は取扱品目、輸出実績の有無（有の場合、対象国・品目を含む）、輸出希望対象国及びその品目に関する情報が開示されることを了承すること。

- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること。

イ 反社会的勢力に該当しなくなった時から5年を経過していないこと。

ウ 利用者又はその経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(会員登録)

第5 会員になろうとする者は、別に定める「募集要項」に基づき申請し、登録を受けなければならない。

(会費)

第6 会費は無料とする。

(変更の届出)

第7 会員は、登録時に事務局に提供した事項に変更があったときは、事務局にその内容を届出なければならない。

(登録の抹消)

第8 会員の登録を抹消しようとする会員は、「登録抹消届出書」を、事務局に提出することにより、登録を抹消することができる。

(登録の取消し)

第9 コミュニティは、会員が次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことがある。

- (1) 法令や公序良俗に反する行為を行ったと認められたとき。
- (2) 虚偽の情報を提供するなど、会員、事務局又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められたとき。
- (3) 第3の会員要件を満たさなくなったと認められたとき。
- (4) 本規約に違反したと認められたとき。
- (5) 登録された連絡先に連絡がつかない状況となったと認められたとき。(連絡がつかない状況となって3か月以上が経過したとき。)

(機密保持)

第10 会員は、会員間で共有された個別企業の情報について、あらかじめ合意された場合を除き、第三者に開示、公表又は漏洩をしてはならない。

(個人情報の取扱)

第11 コミュニティが入手した会員に係る個人情報については、個人情報保護法に基づき、適切に取り扱われなければならない。

(事務局)

第12 事務は、推進会議事務局が処理する。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、コミュニティの運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月29日から施行する。

附則

改正後の要領は、令和5年5月29日から施行する。

やまぐちの農林水産物等輸出コミュニティ会員募集要項

我が国は人口が減少し、国内食品市場が縮小していくとの見通しがなされており、産地間競争を勝ち抜いていくための取り組みは、大都市圏における販路拡大や地産・地消の推進に加え、今後は積極的な海外展開も視野に入れた対応が求められる情勢にあります。

やまぐちの農林水産物等輸出推進会議（事務局：山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課）では、山口県産農林水産物及びその加工品の輸出拡大を図ることを目的とし、事業者（生産者含む）や関係機関の交流・連携を促進する場として「やまぐちの農林水産物等輸出コミュニティ」を設置しています。

輸出事業の充実・拡大を検討されている方、輸出に興味のある方、関連情報だけでも欲しい方、いずれも歓迎します。

会費は無料で、海外市場調査や試験輸出に対する補助事業もあります。手続きも簡単ですので、是非、会員登録をご検討ください。

1 会員資格

原則として、次の(1)から(5)を満たす、山口県内の農林水産業の生産者又はその団体、加工業者、商社、流通関係事業者、金融機関、輸出支援機関、官公庁等とします。

(1)山口県産農林水産物またはその加工品に係る輸出実績を有する者※又はその輸出に関する検討をしている者※であること

(2)事務局が行う輸出実績（対象国、輸出品目、取引量・金額等（企業秘密に関するものを除く。））に関する調査に協力すること。

(3)次の情報を交流サイト（インターネット上のWEBサイト）に掲載することを了承すること。

ア 会員の名称（会社名または団体名、会員が個人の場合は氏名）

イ 本社及び主たる事業所の所在地

ウ 業種名

エ 自社WEBサイトURL

(4) 会員間において、(3)の会員情報のほか、担当部署（連絡先：電話番号、FAX番号、メールアドレス及び担当者名）、製造（生産を含む。）又は取扱品目、輸出実績の有無（有の場合、対象国・品目を含む）、輸出希望対象国及びその品目に関する情報が開示されることを了承すること。

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること。

イ 反社会的勢力に該当しなくなった時から5年を経過していないこと。

ウ 利用者又はその経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

※個人、法人、任意団体いずれも可です。なお、法人にあっては、支店単位で申込みをすることができます。

2 会費

無料とします。

3 登録手続

別紙様式に必要事項をご記入のうえ、事務局までご送付ください。

4 登録申込書 送付先

やまぐちの農林水産物等輸出推進会議事務局

〒753-0071 山口市滝町1番1号（山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課内）

TEL：083-933-3550 FAX：083-933-3359

E-mail：buchiuma-export@pref.yamaguchi.lg.jp

※メール、FAX、郵送いずれかでご送付ください。